



つむぎだより No.66

= 東京出張 =

8月下旬に東京へ出張しました。コロナ禍で出張自体が激減したことや、WEBでの打合せが一般的になったこともあり、実に6年ぶりの上京でした。今回は日帰りでゆっくりはできませんでしたが、前回来た時は建設中だった東京駅前のビルがすっかり出来上がっていたり、駅構内の様子が変わってお店が増えていたり、大きな変化を感じました。

相変わらず人は多かったのですが、大阪が万博等でインバウンド客が多いせいか、東京は日本人比率が高い印象でした。また東京は少し涼しいものだと思いましたが、今回は大阪と同じく激暑でした!!

どうしても“変わった”ことに目が行ってしまいますが、次回出張の折には、“変わらないもの”にも目を向けたいと思います。

(川東)



1、地域別最低賃金:全都道府県で初の時給1,000円超

厚生労働省から、地方最低賃金審議会が答申した令和7年度の地域別最低賃金の改定額(以下「改定額」)が公表されました。

これは、令和7年8月4日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として各地方最低賃金審議会が調査・審議した答申結果を取りまとめたものです。

◆令和7年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

・47都道府県で、63円～82円の引上げ
引上げ額63円～65円が25都道府県、最も高い82円は1県

・改定額の全国加重平均額は1,121円
(昨年度1,055円)

・全国加重平均額66円の引上げは、制度が始まった昭和53年度以降、最高額
・最低額(1,023円)は最高額(1,226円)の83.4%

(昨年度は81.8%で11年連続の改善)
今年度の最低賃金は、すべての都道府県で初めて1,000円を超えました。

答申された改定額は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に順次発効される予定です。なお、例年10月発効が大半でしたが、2025年度は20都道府県にとどまり、11月発効が13府県、12月が8県で、福島、徳島、熊本、大分は2026年1月、群馬と秋田は3月の発効です。主な地域の額は右記ご参照下さい。

【厚生労働省「全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63030.html

* 令和7年度の最低賃金 *

関西の主な都道府県の答申改定額は以下の通りです。

- ・大阪府 1,177円
- ・兵庫県 1,116円
- ・京都府 1,122円
- ・滋賀県 1,080円
- ・奈良県 1,051円
- ・和歌山県 1,045円

関東、東海、他地域(ご参考)

- ・東京都 1,226円
- ・神奈川県 1,225円
- ・静岡県 1,097円
- ・愛知県 1,140円
- ・三重県 1,087円
- ・沖縄県 1,023円



＝季節のコラム＝

映画『国宝』が記録的なヒットとなり、歌舞伎が社会現象になっていますね。

「出雲の阿国(おくに)」が江戸時代の初め、男装して歌舞伎者(かぶきもの)に扮して踊った「茶屋あそびの踊」が大変な人気を集めたのが、歌舞伎の始まりだとか。江戸時代の末期には町民の生活に密着した歓楽の場として発展を遂げ、遊郭と並ぶ「悪所場」となったこともありましたが、明治時代に美化・様式化が進み、古典芸能の一つとして尊ばれることになり、昭和35年には初の「人間国宝」を輩出します。

歌舞伎界のことを「梨園」と言いますが、これは唐の玄宗皇帝が梨の木を植えた庭園で自ら音楽・舞踊を教えたという故事からだそうです。(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

2、「こころの耳の相談窓口」がリニューアルされました

厚生労働省の「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト こころの耳」の「こころの耳の相談窓口」がリニューアルされ、電話、SNS、メールで相談できるようになりました。

この相談窓口では、働く人やその家族、企業の人事労務担当者を対象にしており、メンタルヘルス不調やストレスチェック制度、過重労働による健康障害の防止対策などに関する困りごと、悩みなどを相談することができます。

◆働く人の「こころの耳電話相談」

電話相談は、平日17時～22時、土曜日・日曜日10時～16時(祝日、振替休日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)に実施しています。それ以外の時間は、自動応答メッセージが流れます。

◆働く人の「こころの耳SNS相談」

「電話ではうまく話せない」「電話で相談することが難しい状況」などの場合、SNSで相談できます。相談にはLINEアプリの当相談窓口のアカウントへの「友だち登録」が必要です。受付時間は、電話相談の30分前までとなっています。

◆働く人の「こころの耳メール相談」

相談内容を文章にしてまとめて伝えたい場合には、メールで相談することができます。「ご相談の前に」・「利用規約」の同意のチェックボックスにチェックをして、メール相談専用フォームに入力します。メールは24時間受け付けていますが、祝日、年末年始は対応していません。

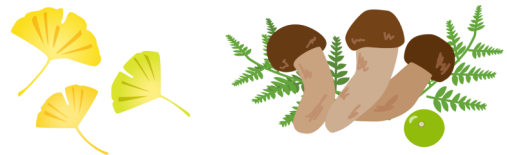
◆相談する際の注意事項

各相談窓口を利用する前には利用規約を読み、同意する必要があります。また、医療の是非判断などの医療行為にあたる内容や、法律や税務等の専門的知識を必要とする相談、公的扶助や社会保険、各種給付金などの適用や処遇などについては対応できませんのでご注意ください。

各相談窓口の詳しい利用方法については以下のサイトをご確認ください。

【厚生労働省「こころの耳 相談窓口」】

<https://kokoro.mhlw.go.jp/soudan/>



3、今月のおすすめ本

今回ご紹介するのは、『いただきます。人生が変わる「守衛室の師匠」の教え』(喜多川泰/ディスカヴァー・トゥエンティワン)です。物語の主人公は19歳の翔馬。楽しく働きたいと軽い気持ちで大学の守衛室で働き始めますが、そこには人生経験豊かな先輩たちがいました。彼らとの交流を通じて翔馬は、「いただきます」という言葉に込められた深い意味(人は誰かの時間や努力、命を“いただいて”生きている)に気づいていきます。この本の中で特に印象的なのは「誰にでもできる仕事を、誰にもできないほど丁寧にやる」という言葉です。どんな仕事でも姿勢次第で価

値は大きく変わる。社会人として忘れてはならない大切な視点だと感じました。私たちの日常業務も、一見「当たり前」の積み重ねです。しかし、その一つひとつに感謝と誠意を込めることで、お客様や仲間の信頼につながり、未来の誰かの笑顔を生むのだと思います。『いただきます』は、仕事や人生を見つめ直すきっかけを与えてくれる一冊です。(川端)

